



平成 27 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 や ま や
代表取締役社長 山 内 英 靖
代表者の役職名 社 長 執 行 役 員
(コード番号 9994 東証第一部)
問い合わせ先 社 長 室 長 高 橋 徹 郎
T E L (022) 742-3115 (直通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 22 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 45 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行なわない取締役及び社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 29 条(取締役の責任免除)および定款第 40 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

定款変更の効力発生日(予定) 平成 27 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該<u>社外取締役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該<u>社外監査役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条</p> <p>(現行とおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条</p> <p>(現行とおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の行為に関する当該<u>監査役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。</p>

以上